相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市寿四丁目二番、最後の住所北海道滝川市朝日町西二丁目八番一七号
被相続人　亡　所　賢之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日
北海道滝川市大町一丁目八番一号産経会館二階　丸山健法律事務所
相続財産管理人　弁護士　丸山　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区美園五条三丁目二一番地二一、最後の住所札幌市白石区北郷一条九丁目七番三号ハイツ杉村一〇一号　小野寺　方
被相続人　亡　片岡　賢一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日
事務所札幌市中央区大通西九丁目　キタコーセンタービルディング六階　岩本・佐藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　上木　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大仙市北長野字新山中田五五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　戸堀　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日
秋田県仙北市角館町小館三四番地の四
相続財産管理人　司法書士　藤峰　成利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県芳賀郡益子町大字芦沼九八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大岩　重利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日
栃木県真岡市荒町五一七六番地
相続財産管理人　菅谷　悦男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市新町一七五二番地、最後の住所引間町一〇一番地一二グループホームひびき
被相続人　亡　上村三津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日
群馬県高崎市片岡町一丁目一五番四号
相続財産管理人　弁護士　田島　義康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県真岡市物井二六二七番地、最後の住所埼玉県蓮田市大字黒浜四一四七番地一国立病院機構東埼玉病院
被相続人　亡　妻倉　裕行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日
事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町四―二六―一コスタ・タワー浦和A棟二〇二C
松本合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大西真里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区西新井栄町二丁目七番、最後の住所兵庫県加西市若井町一八四三番地の一
被相続人　亡　和田　繁喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日
埼玉県草加市高砂二―二一―三七　エクセランサビル二階　草加法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富津市八幡一八六番地、最後の住所千葉県富津市八幡一七二番地の一
被相続人　亡　小川　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日
事務所千葉県木更津市貝渕二丁目六番三四号　山田次郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山田　次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市下矢切一八番地、最後の住所東京都渋谷区広尾五丁目一番一〇―二〇六号
被相続人　亡　大塚惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区和田一丁目一〇三九番地、最後の住所東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目一二番一〇号静和ハイム四〇一
被相続人　亡　足立　信弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日
事務所東京都新宿区荒木町二二―四二エプコットビル一階山崎貴啓法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山崎　貴啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区緑二丁目二〇番地二、最後の住所東京都江東区白河四丁目四番一―二一二号
被相続人　亡　大島　葉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月十四日
事務所東京都新宿区荒木町二二―四二エプコットビル一階山崎貴啓法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山崎　貴啓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成三十年二月十四日
札幌市中央区南八条西四丁目四二番地
株式会社ルークス
代表取締役　浅野　盛光

第5期決算公告　平成30年2月14日

札幌市中央区南八条西四丁目422番地
株式会社ルークス
代表取締役　浅野　盛光

貸借対照表の要旨（平成29年1月31日現在）

科目			金額(千円)
資産の部	流動資産		4,365
	固定資産		9,044
	合計		13,410
負債及び純資産の部	流動負債		1,435
	固定負債		0
	株主資本		11,974
	資本金		50,000
	利益剰余金		△38,025
	利益準備金		△1,409
	その他利益剰余金		△36,616
	（うち当期純損失）		(11,255)
	合計		13,410